

医学研究科単位修得・成績評価に関する内規

1. 大学院学生は4年以上在学し、30単位以上を修得しなければならない。また、それ以外に必修の2単位を義務づける。なお、学則第21条に定めるとおり授業科目の単位は原則として前半の2か年において修得するものとする。

2. 学則第26条に定める学年・学期及び休業日は指導教授が授業の都合により適宜変更することができる。ただし、毎学年授業日数は30週を下ることはできない。

3. 修得する単位は授業内容により次のとおりとする。

講義	8単位以上
演習	6単位以上
実験・実習	16単位以上
	計30単位以上
必修講義	1単位
研究倫理に関する必修講義	1単位

ただし、学則に定めるとおり上記単位のうち研究内容により専攻分野以外の分野の科目を履修することができる（留学による単位充当も含む）。

必修講義である大学院総合講義（1回目～9回目のうち4回以上出席すること）、企画セミナー（2回以上出席すること）、大学院講座を10回以上受講することにより、必修講義の1単位を修得するものとする。また、研究倫理に関する必修講義は、原則として前半2か年のいずれかにおいて受講することにより、1単位を修得するものとする。

4. 毎学年の初めにその年に履修する科目を予め専攻分野科目担当教授の承認を得て学長に届け出るものとする。

5. 授業科目の単位修得の認定は、試験（口答又は筆答）又は平常の成績及びレポート等により、専攻分野科目担当教授が行う。専攻分野科目以外については、該当科目担当教授が行う。

6. 授業科目の成績及び評価基準は、次のとおりとする。

授業科目の成績について、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。（優：80点以上100点満点、良：70点以上80点未満、可：60点以上70点未満、不可：60点未満）

ただし、必修講義・研究倫理に関する必修講義の各1単位と研究中間発表会は除く。

7. 専攻分野科目担当教授は、学生の成績を評定する。専攻分野科目担当教授は、授業科目単位修得・成績評価報告書により毎学年末に学長に報告しなければならない。専攻分野以外の科目については、該当科目担当教授が行う。

8. 授業の方法

- | | |
|-----------|--|
| (1) 講義 | 普通講義の他、抄読会、臨床報告会、集談会等に出席した時は講義として取扱う。 |
| (2) 演習 | 普通演習の他、文献照合、又は抄読会に於いて抄読を担当した時、臨床報告会に於いて報告を担当した時、集談会、学会等に於いて研究発表をした時等は演習として取扱う。 |
| (3) 実験・実習 | 普通実験実習の他、臨床検査、手術（見学を含む）、診療治療現地調査、剖検（見学を含む）等を実習として取扱う。 |

9. 単位修得時間は次の算出方法による。

- (1) 講義の単位は、1週1時間15週（前期・後期各15週）即ち15時間を1単位とする。
- (2) 演習の単位は、1週2時間15週（前期・後期各15週）即ち30時間を1単位とする。
- (3) 実験・実習は、1週3時間15週（前期・後期各15週）即ち45時間を1単位とする。

平成 27 年度以前入学者履修運用

1. 平成 27 年度以前入学者の専攻名称

平成 27 年度以前の入学者は、入学時の専攻名称を引き続き使用する。

2. 平成 27 年度以前入学者に必要な履修内容

別途、内規に定められているとおり、平成 27 年度以前に入学した者は以下の単位を修得する必要がある。単位数はこれまでと同様である。

講義	8 単位以上
演習	6 単位以上
実験・実習	16 単位以上
	計 30 単位以上
必修講義	1 単位 …… (A)
研究倫理に関する必修講義	1 単位 …… (B)
大学院生研究中間発表会	原則 3 学年で発表

(A) 必修講義は、1 年間で大学院総合講義（1 回目～9 回目のうち 4 回以上出席すること）、大学院企画セミナー（2 回以上出席すること）、大学院講座をあわせて 10 回以上受講することにより、必修講義の 1 単位を修得。

(B) 研究倫理に関する必修講義は、原則として前半 2 か年のいずれかにおいて受講することにより、1 単位を修得。平成 26・27 年度入学者のみ必須。

ただし、カリキュラム改編により履修方法が一部変更されているので注意すること。変更後の履修方法は次のとおりである。

3. 各科目の履修方法

授業科目	履修方法	備考
専攻別授業科目の講義、演習、実験・実習	これまで同様	
必修講義	共通コース（講義シリーズ）大学院総合講義全 13 回のうち、「研究倫理とノートの取り方」を除いた 12 回中 4 回以上出席。 大学院企画セミナー全 2 回中 1 回に出席。 上記の他、共通コース（研究技術シリーズ）および大学院講座をあわせて 1 年間で 10 回以上受講。	平成 27 年度以前に、当該科目の 1 単位を取得済みの者については履修不要。
研究倫理に関する必修講義	共通コース（講義シリーズ）大学院総合講義「研究倫理とノートの取り方」を受講。	平成 27 年度以前に、当該科目の 1 単位を取得済みの者については履修不要。
大学院生研究中間発表会	原則 3 学年次、いずれかの選択必修コース中で発表。 ※選択必修コース自体の履修も可能とするが、必須とはしない。	いずれかの選択必修コースに所属する必要がある。

4. 履修報告等に関する注意

① 履修科目届

平成 27 年度以前の入学者は入学初年度に提出済みであるが、巻末にある平成 29 年度入学者の履修科目届を使用して、4 月 20 日までに希望する選択必修コースの届出を教務課宛行うこと。なお、研究技術シリーズの履修を希望する者は、併せて同様式で届出ること。

② 学年次単位修得・成績評価報告書

それぞれの学年終了時に、履修した全ての単位を記載し、指導教授に提出すること。指導教授は、単位の認定および成績評価を行い、当該年度の 3 月 1 日～3 月 31 日までに教務課へ提出しなければならない。

なお、専攻分野以外の授業科目を履修した場合は、報告書に全ての単位を記入し、まず専攻分野以外の授業科目担当の教授に提出する。当該教授は、単位の認定および成績評価を行い、指導教授へ提出する。指導教授は最終、上記と同様の方法で教務課へ提出しなければならない。

③ 研究進捗・指導状況報告書

年度の終了時、各自の研究進捗状況を記載して指導教員に提出すること。指導教員は、指導状況を記載し、指導教授に提出する。指導教授は、当該年度の 3 月 1 日～3 月 31 日までに教務課へ提出しなければならない。

各種様式は、巻末を参照のこと。また、一部様式は本学のホームページからダウンロードも可能である。

単位報告等の届出が完了していなければ単位修得とはならず、学位申請時等に支障を来すので、充分注意すること。

5. その他注意事項

① 研修・学会等出張

学則第 17、18 条に定められているとおり、指導教授が教育上有益と認める時は、国内外の研修施設での研修や学会等に参加、発表することが可能である。この場合、「国内・外研修申請書」を指導教授の押印後、必ず研修開始の 1 週間前までに教務課へ提出し、帰学後は、必ず 1 週間以内に「研修報告書」を提出すること。

なお、行き先が国外の場合は、大学院医学研究科委員会の議を経て学長の許可を得る必要があるため、日程が決定次第、速やかに申請すること。

また、国内外問わず、提出が遅れた場合は理由書の添付が必要となるので注意すること。

② 留学

上記同様、学則 17、18 条に定められているとおり、指導教授が教育上有益と認める時は、国内外の大学院等の研修施設に留学することが可能である。この場合、「国内留学願」、「国外留学願」を指導教授の押印後、必ず留学前までに教務課へ提出し、帰学後は、必ず 1 週間以内に「研修報告書」を提出すること。

なお、行き先が国内外を問わず大学院医学研究科委員会の議を経て学長の許可を得る必要があるため、日程が決定次第、速やかに申請すること。

③ その他

休学・復学等、所定の様式により手続きが必要な事項があるので、教務課に確認すること。なお、各種様式は、本学のホームページからダウンロード可能である。